

おたのしみ

まちのデータ

(平成30年5月31日現在)

人口	26,762人	交通事故発生件数	
男	12,568人	(5月中、物損含む)	
女	14,194人	有田川町 48件	
10,584世帯		死者0人 負傷5人	
		湯浅警察署調べ	

お問い合わせ
せんわばんごう吉備庁舎
金屋庁舎 52-2111
清水行政局

23-0001 張絡張張
22-0351 所所所所
22-0254 所所所所
26-0001 張絡張張
52-5356 所所所所
52-4730 ALEC (アレック)

52-5384 環境セック
52-7855 プラスチック
52-4882 休日急患診
52-3055 療有田
52-5474 子育て支援
090-7966-1697 センター
52-8744 有田川町少年センター

税金

国民健康保険税の賦課限度額

税制改正に伴い、

今年度から国民健康保険税の医療分について、賦課限度額が変更になりました。

医療費の賦課限度額が54万円から58万円に引き上げられます。

問吉備庁舎税務課

国民健康保険税の軽減措置

低所得者に対する軽減措置の拡大のため、今年度から2割・5割軽減の判定基準所得が変更になりました。国民健康保険税の軽減を受けることができる世帯の所得基準額は、次の表の計算で確認できます。

国民健康保険税の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

軽減を受けるための申請は必要ありませんが、原則、世帯の対象者全員の所得申告などがされていないと

国民健康保険税の賦課限度額

	平成29年度	平成30年度
医療分	54万円	58万円
支援金分	19万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	89万円	93万円

軽減判定ができないため、未申告者が1人でもいると、軽減を受けることができません。収入の有無に関わらず、所得申告が必要です。

軽減割合	軽減判定基準額
2割	総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 50万円 以下
5割	総所得金額の合計が 33万円+ (国保被保険者数+特定同一世帯所属者数) × 27万5,000円 以下
7割	総所得金額の合計が 33万円 以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する人をいいます。

後期高齢
被保険者証の色が水色に後期高齢者医療制度の
被保険者証の色が水色に

7月31日の有効期限満了に伴い、被保険者証(保険証)を更新します。新しい保険証は水色です。7月中旬頃から順次、簡易書留郵便で郵送予定です。

問吉備庁舎住民課

●水色の保険証の使用は7月1日から今回お届けする保険証が届くまでは、現在お持ちの「うすい緑」の保険証をご利用ください。なお、「うすい緑」の保険証は8月1日以降、使用できません。

●現在お持ちの「うすい緑」の保険証は新しい「水色」の保険証がお手元に届き次第、「うすい緑」の保険証は、吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局住民福祉室にお越しの際に返却いただくか、ご自身で細かく裁断するなどして、住所・指名などが他人に知られないよう十分注意の上、処分してください。

●その他

- 平成30年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合があります。ご確認ください。
- 住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の人は、一部負担金の割合が3割となります。例えば、今まで1割負担だった人が3割負担に変更となる場合、「3割(平成30年7月31日までは1割)」と表記されます。